

都区の事務配分に関する検討状況（第20回幹事会～第22回幹事会分）

事務名		根拠法		評価			頁
				都	区	結果	
1 法令に基づく事務							
① 一般には市に属する事務で、法令により都が処理することとされている事務							
① - 2	上水道の設置・管理に関する事務	水道法					37
1	(1) 取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務			都	都区	継	
	(2) 配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務				区		
① - 3	公共下水道の設置・管理に関する事務	下水道法、地方自治法の一部を改正する法律					39
1	(1) 住民の用に供する下水道(枝線管きよなど)の設置・管理に関する事務			都	区	継	
	(2) 幹線管きよなど・終末処理場の設置・管理に関する事務				区		
① - 4	感染症の予防・まん延防止に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		都	区	継	41
① - 5	消防に関する事務	消防組織法					42
1	(1) 消防本部に関する事務				区		
	(2) 消防署に関する事務			都	区	継	
	(3) 消防団に関する事務				区		
② 建築主事設置市及び保健所設置市の事務で、法令により都が処理することとされている事務							
② - 2	食品衛生に関する事務(花き市場除く)	食品衛生法、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令		都	区	継	24
② - 3	狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務	狂犬病予防法、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令		区	区	区	25

(注) 「結果」欄の「継」は「引続き検討」と方向性を整理したもの

事 務 名		根 拠 法	評 価			頁
			都	区	結果	
② - 4	特定建築物に関する届出受理などの事務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の手続等に関する経過措置に関する政令	都	区	継	26
② - 5	と畜場の規制に関する事務	と畜場法	都	区	継	28
⑤府県事務で、他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務						
⑤ - 43	火薬類販売業の許可などに関する事務	火薬類取締法	都	区	継	43
⑤ - 44	ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務	ガス事業法	区	区	区	44
⑤ - 45	第一種製造者に係る製造の許可などに関する事務	高圧ガス保安法	都	区	継	45
⑤ - 46	液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	都	区	継	46
⑤ - 60	事業者登録などに関する事務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	都	区	継	27
⑤ - 61	照射録の検査に関する事務	診療放射線技師法	都	都	都	29
⑤ - 63	看護師等確保推進者変更命令などに関する事務	看護師等の人材確保の促進に関する法律	都	都	都	30
⑥上記以外の府県事務						
⑥ - 12	建設業の許可などに関する事務	建設業法	都	都	都	1
⑥ - 16	土砂災害警戒区域の指定などに関する事務	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	都	都	都	2
⑥ - 17	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務	高齢者の居住の安定確保に関する法律	都	区	継	3
⑥ - 20	不動産鑑定業者の登録などに関する事務	不動産の鑑定評価に関する法律	都	都	都	4
⑥ - 21	不動産特定共同事業の許可などに関する事務	不動産特定共同事業法	都	都	都	5

(注) 「結果」欄の「継」は「引続き検討」と方向性を整理したもの

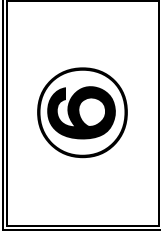
事務名	根拠法	評価			頁
		都	区	結果	
⑥ - 31 廃棄物再生事業者の登録に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	都	区	継	6
⑥ - 32 解体工事業者の登録などに関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	都	都	都	7
⑥ - 33 引取業者の登録などに関する事務	使用済自動車の再資源化等に関する法律	都	区	継	31
⑥ - 34 第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	都	都	都	8
⑥ - 44 電気工事業者の登録などに関する事務	電気工事業の業務の適正化に関する法律	都	都	都	9
⑥ - 59 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	区	区	区	32
⑥ - 70 クリーニング師免許試験の実施などに関する事務(条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務)	クリーニング業法	都	区	継	33
⑥ - 71 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(理容師法)	理容師法	都	区	継	34
⑥ - 72 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(美容師法)	美容師法	都	区	継	35
⑥ - 82 地方薬事審議会の設置などに関する事務(登録販売者試験などに関する事務)	薬事法	都	都	都	36
⑥ - 95 貸金業の登録などに関する事務	貸金業法	都	都	都	10
⑥ - 96 旅行業の登録などに関する事務	旅行業法	都	都	都	11
⑥ - 97 通訳案内士の登録などに関する事務	通訳案内士法	都	都	都	12
⑥ - 98 国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務	国際観光ホテル整備法	都	区	継	13
⑥ - 111 障害者雇用支援センターの指定などに関する事務	障害者の雇用の促進等に関する法律	都	都	都	14
⑥ - 125 重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務	文化財保護法	都	都区	継	15
⑥ - 126 銃砲刀剣類の登録などに関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法	都	都	都	16

(注) 「結果」欄の「継」は「引続き検討」と方向性を整理したものの

事 務 名	根 拠 法	評 価			頁	
		都	区	結果		
⑥ - 127	割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務	割賦販売法	都	都	都	17
⑥ - 128	訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務	特定商取引に関する法律	都	都	都	18
⑥ - 129	消費生活協同組合の設立認可などに関する事務	消費生活協同組合法	都	都	都	19
⑥ - 131	公正取引委員会への措置要求などに関する事務	不当景品類及び不当表示防止法	都	都	都	20
⑥ - 132	宗教法人の認証などに関する事務	宗教法人法	都	都	都	21
⑥ - 133	公益法人の認定などに関する事務	民法	都	都	都	22
⑥ - 137	計量器の検定などに関する事務	計量法	都	都区	継	23

(注) 「結果」欄の「継」は「引続き検討」と方向性を整理したもの

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

12 建設業の許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 建設業の許可などに関する事務		区	○							○建設業の許可及び指導監督などを行う事務であり、広域的な活動を把握しながら対応することから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○特別区に移管した場合、都内で本店を移転しただけで許可換え等が必要となるなど、許可業者への負担も大きくなり、事業効果や事業効率に支障が生じる。 ○建設業の許可は、営業所の所在地により、国土交通大臣及び都道府県知事が行うものであるが、営業や建設工事を行う区域には制限がなく、広域的に営業、建設工事を行う業者も多く、問題が発生し行政処分等を行う場合に広域的な対応が必要である。 ○また、建設業者の中には、自ら建売住宅や分譲マンションなどを建設して販売する業者もいる。この場合、宅地建物取引業の免許も必要になり、宅地建物取引業の免許等の事務を行う都が建設業の許可等の事務についても一体的に行うことが効率的である。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

6

法令に基づき事務

16 土砂災害警戒区域の指定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 土砂災害警戒区域の指定などに関する事務											
(1) 土砂災害警戒区域の指定などに関する事務	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制などに関する事務を行う。	区	○							○土砂災害警戒区域の指定などに関する事務であり、広域的対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○					○避難のための目安となる土砂災害警戒情報を効果的に発表するためには、警戒区域指定箇所の特徴などの情報を、基礎調査によりあらかじめ把握しておく必要があるため、基礎調査、区域指定、警戒情報発表等に係わる業務を、都が一体的に処理することが重要である。 ○区域指定は、私権に制限を課すこととなるため、公平性の観点からも、区部全域における指定方針を、区の独自性によらず、統一する必要がある。 ○基礎調査結果は、今後都が実施するハード対策の基礎資料となる重要な情報のため、基礎調査は、都内全域において同一の調査レベルにする必要がある。 ○基礎調査は砂防関連事業のため、特殊性が高く、砂防関連業務の知識と経験を有する職員の確保が不可欠であるが、危険箇所数の少ない区部では、職員の確保が困難であることが想定される。 ○また、特定開発行為の許可は、区域指定を行う都が併せて行う必要がある。よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

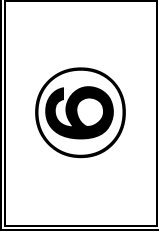
検討対象事務評価シート

6

法令に基づき事務

17 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務										
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務		区								
		都								
(1) 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者の居住の安定確保を図るため高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などの事務を行う。									
		区							○高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録などを行う事務であり、地域の実情に応じて対応できるよう特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都							○入居希望者はある程度広域を対象に住宅を探すが想定されるなど、入居希望者の利便性を考慮し、都では、都内にとどまらず全国の登録情報が検索できる体制を整備している。 ○現在、都では、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事務について、都直営では実施しておらず、指定登録機関として指定された（財）東京都防災・建築まちづくりセンターにおいて実施している。 ○登録事務を区に移管した場合にも、他区市町村及び他府県の登録情報に留意する必要がある（財）高齡者居住支援センター（国土交通大臣指定）である（財）高齡者住宅財団と適宜連携しながら取り組まなければならない。 ○なお、区に移管した場合には、①区において直営で実施するケース、②現行の都と同様、指定登録機関方式を採用するケースが想定されるが、 ・各区に相当の職員を配置することとなること（①②の場合） ・各区で指定登録機関を指定し、契約等必要な手続を行うこととなり、事務の重複が想定されること（②の場合） ・各区（又は各区に指定された各指定登録機関）が（財）高齡者住宅財団と連絡・調整等を行うことになり、事務が重複したり転換するなどが想定されること（①②の場合） など、現行と比べて非効率な事務執行となると考えられる。よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

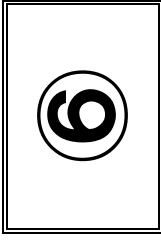
検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

20 不動産鑑定業者の登録などに関する事務										
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門規模	一体	法令	特	考え方	総合評価
1 不動産鑑定業者の登録などに関する事務 (1) 不動産鑑定業者の登録などに関する事務	不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、不動産の登録及び都内に主たる事務所を置く大臣登録業者に関する経由事務などの事務を行う。	区	○						○不動産鑑定業者の登録などを行う事務であり、広域的な活動を把握しながら対応する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○ ○ ○						○区に移管した場合には、各区に担当職員を配置することとなるが、一方で、事務処理件数は少ないことから、現行の体制（都の一元体制）に比べて非効率になると考えられる。加えて、区に移管した場合でも、都には新たに、各特別区との連絡調整など事務が生じることが予想されることから、総体として業務量が増えることが懸念される。 ○不動産鑑定業者の登録は、事務所の所在地により、国土交通大臣及び都道府県知事を行うものであるが、鑑定業を行う区域には制限がなく、広域的に鑑定を行う業者も多く、問題が発生し行政処分等を行う場合に広域的な対応が必要である。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

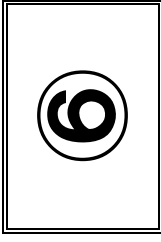
検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考	え	方	総合
21 不動産特定共同事業の許可などに関する事務													
1 不動産特定共同事業の許可などに関する事務													
(1) 不動産特定共同事業の許可などに関する事務	不動産特定共同事業に基づき、不動産事務所の設置許可及び都内に主たる事務所を置く大臣許可の業者に関する経由事務などの事務を行う。	区	○								○不動産特定共同事業法に基づき、不動産事務所を設置許可などを行う事務であり、広域的な活動を把握しながら対応する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。		都
		都	○	○	○						○本事務については、事業の申請内容が正確に不動産特定共同事業契約約款に反映され、かつ、法令に反していないかなど審査に必要な不動産取引に関する知識やノウハウが必要である。 ○区に移管した場合には、各区の担当職員がそれぞれそうした知識・ノウハウを習得しなければならぬ一方、許可業者数・申請件数は少ないことから、現行の体制（都の一元体制）に比べて非効率になると考えられる。加えて、区に移管した場合でも、都には新たに、各特別区との連絡調整など事務が生じることが予想されることから、総体として業務量が増となることが懸念される。 ○不動産特定共同事業を行うためには、宅地建物取引業の免許を受けようとしていることが必要であり、宅地建物取引業の免許を行う都が一体的に行うことが効率的である。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。		都

検討対象事務評価シート



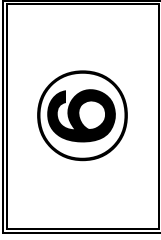
法令に基づく事務

31 廃棄物再生事業者の登録に関する事務										
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	総合評価
1 廃棄物再生事業者の登録に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物再生事業者の登録の事務を行う。	区	△							
		都	○	○	○	○				
		区								○
		都								○

○廃棄物再生事業者の登録を行う事務であり、他の廃棄物処理関係の事務と合わせて、地域の実情に応じて対応できるよう特別区が担う方向で検討すべきである。

○登録廃棄物再生事業者の多くは、事業場が所在する特別区だけでなく、他の特別区からの一般廃棄物や産業廃棄物の受入れも行っている。従って、各特別区の枠を超えた広域的な処理が一般的に行われている。このため、当該事務を特別区へ移管した場合、廃棄物処理の広域性を踏まえた対応が困難になる。
 ○また、現状では、再生事業者として、220の業者が登録しているが、うち6割は産業廃棄物処理業の許可を有しており、登録審査や処理施設の立入指導・情報管理など、都が一体的に事務処理を遂行している。特別区には、産業廃棄物処理業に対する許可権限がないため、適切な事前相談や指導・立入業務に支障が生じる可能性がある。よって、当該事務は都に残す方向で検討する。

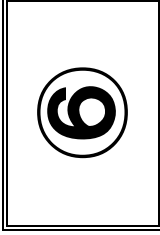
検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

事務名	概要及び備考	評価						特 段	考 え 方	総合 評価
		評 価	広 域	効 率	専 門 規 模	一 体	法 令			
32 解体工事業者の登録などに関する事務										
1 解体工事業者の登録などに関する事務										
(1) 解体工事業者の登録などに関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、解体工事業者の登録などに関する事務を行う。	区	○						○解体工事業者の登録などに関する事務であり、活動が広域にわたることを考慮する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○					○解体工事業者を営もうとするもの（一部対象者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。このため二以上の都道府県知事の登録を受けている解体工事業者もいることから、都が広域的立場から登録・届出等の事務を行うことが望ましい。 ○解体工事業者は特別区の区域を越えて業を行っており、当該事務を特別区へ移管した場合、業者が複数区へ登録を行わずにはならないなど、利便性が低下する。 ○処理実績が少ない区が多く、発生頻度を勘案すると特別区に事務を移管するメリットが少なく、事業効率にも支障が生じると考えられる。よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

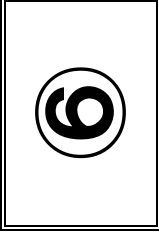
検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

34 第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務													
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考	え	方	総合評価
1 第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づき、フロン類の回収業者等の登録、及び事業者に対する立入検査の実施などの事務を行う。	区	○										都
		都	○	○									都

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

44 電気工事業者の登録などに関する事務													
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考	え	方	総合評価
1 電気工事業者の登録などに関する事務	電気工事業者の業務の適正化に関する法律に基づき、一般家庭、商店等及びビル、工場等のため、電気工事業者の登録、各種業務の受理及び電気工事業者の業務の規制などの事務を行う。	区	○										都
(1) 電気工事業者の登録などに関する事務		都	○	○	○								都

○電気工事業者の登録などに関する事務であり、広域的な活動を把握しながら対応する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。

○電気工事は、都民の安全・安心な生活の確保に影響を及ぼすものである。各事業者が取引を待つ消費者が複数ある。このため、その規制等に当たっては、都内における電気工事業者に関する情報を一元的に把握しておくことにより、事故や苦情対応等が発生した場合にも、迅速かつ的確に対応することが可能となる。

○情報等を都が一元的に持つことで、営業所ごとに設置することにならざる主任電気工事士の登録に際しての重複登録を防ぐことや二種電気工事士が主任電気工事士になるための必要な実務経験（3年）の確認に係る他県からの照会等への対応も効率的に行うことができる。

○電気工事業者の登録等に当たっての審査や事業者に対する立入検査等には、知識と経験を有する専門職員による対応（例：実務経験の対象となる電気工事の区分の判断）が不可欠である。よって、当該事務は都に残す方向で検討する。

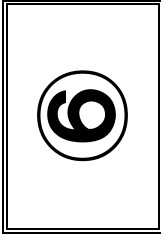
検討対象事務評価シート

6

法令に基づく事務

95 貸金業の登録などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 貸金業の登録などに関する事務	貸金業法に基づき、資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業の登録や登録業者の指導、立入検査などの事務を行う。	区	○							○貸金業の登録や指導などを行う事務であり、広域的な活動を把握しながらかつ対応する必要があるので、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○	○	○	○	○	(現状) 現在、貸金業者は営業地域が限定されていないため、都道府県登録の貸金業者は全国にダイレクトメールを送付したり、新聞・雑誌に広告を掲載するなど広域的な営業活動を実施している。そのため、遠隔地の資金需要者等から管轄の都道府県に貸金業者に関する苦情・相談を寄せられることが多い。しかし、遠隔地の相談者に対し管轄の都道府県が面談や事情聴取等を十分に行うことは困難である。 また、段階的に施行される貸金業法の改正により、貸金業登録業者数が急激に減少するものの、貸金業の形態が、グループ会社を通じて全国的に展開するものや、債権譲渡を中心とするもの、保証会社を活用するもの等、営業形態が複雑化・高度化していることに対応して、登録行政としての専門性・監督力を高めることが急務となっている。 こうした状況を踏まえつつも、将来的には貸金業者の広域的営業活動の実態に対応した登録制度とする必要があると考えており、「貸金業法に基づく事務については国直轄化を検討するよう」国へ要望（八都道府県金融主管課長名）したところである。 (移管についての考え方) 貸金業法に係る事務は、広域行政としてかつ専門性を持って取り組むべきものであり、都事務を区へ移管した場合、資金需要者等の利益の保護及び貸金業者の適切な業務運営の確保をこれまで以上に困難にすることから、移管すべきではない。	都

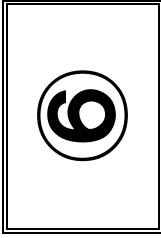
検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

96 旅行業の登録などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考	総合評価
1 旅行業の登録などに関する事務											
(1) 旅行業の登録などに関する事務	旅行業法に基づき、旅行の安全の確保を図るため、旅行業又は旅行業者代理店の登録などの事務を行う。	区	○							○旅行業又は旅行業者代理店の登録などを行う事務であり、活動が広域にわたることを考慮する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○							○登録業者は特別区内にとどまらず、区域を越えて事業を行うことから、旅行者の利益を保護するためには都が広域的な立場で業を監理することが必要である。 ○また、特別区間の連絡調整事務や事務量の分散によりスケールメリットが効かなくなるなどのデメリットがある。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。	都

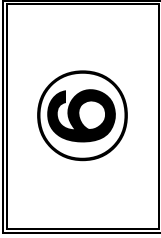
検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

97 通訳案内士の登録などに関する事務									
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門規模	法規令	特	考え方	総合評価
1 通訳案内士の登録などに関する事務									
(1) 通訳案内士の登録などに関する事務	通訳案内士法に基づき、外国人観光客に対する接遇の向上を図るため、通訳案内士の登録などの事務を行う。	区	○					○通訳案内士の登録などを行う事務であり、活動が広域にわたることを考慮することから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○				○通訳案内士の活動範囲は定められておらず、都域を越えて通訳案内業務を行うことから、広域的に監理することが効果的である。 ○事務処理件数が少なく、都が行った方が効率的である。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。	都

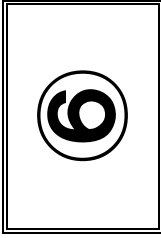
検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

98 国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務											
(1) 国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務	国際観光ホテル整備法に基づき、外客に対する接遇の充実を図るため、国際観光ホテルに対し立入検査などの事務を行う。	区								○国際観光ホテルがサービス基準に適合していない場合は正指示などを行う事務であり、地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○						○国際観光ホテルは一部の区に偏在しており、施設数も少ないことから、特別区へ移譲することは非効率である。また、訪日外国人に対する快適な宿泊施設の提供を目的としていることから、特別区が地域の実情を反映しながら行う事務ではない。 ○国際観光ホテルの登録は、観光庁長官の登録を受けた登録実施機関（㈱日本観光協会）が一元的に行うことから、広域性を有する事務である。 よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

111 障害者雇用支援センターの指定などに関する事務													
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考	え	方	総合 評価
1 障害者雇用支援センターの指定などに関する事務													
(1) 障害者雇用支援センターの指定などに関する事務	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の職業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターの指定及び監督などの事務を行う。	区	○										都
													都

○雇用や福祉の関係機関と連携して障害者の就業、生活を支援する障害者就業・生活支援センターの指定及び監督などを行う事務である。広域的な対応の必要があり、都が担う方向で検討すべきである。

○都においては、平成20年度末までに全区市に区市町村障害者就業支援センターを設置し、障害者の就業・生活に関するきめ細かな支援を行うこととしており、本法に基づく障害者就業・生活支援センターは、区市町村に設置するセンターのコーディネイト機能を担うことが期待されている。
○障害者就業・生活支援センターは、国の補助事業であり、障害福祉圏域（都の場合は設けていないが、複数の市町村に跨る範囲が想定されている）に1ヶ所設置することが、国の方針として示されている。
よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。

検討対象事務評価シート

6

法令に基づく事務

125 重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務 (1) 重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務	文化財保護法に基づき、重要文化財の保存管理又は修復についての指揮監督などの事務を行う。	区	○	△	△					○国の指定による建造物や美術工芸品等の文化財保護等に係る指揮監督などを行う事務であり、都が広域的、専門的に対応しなければならぬものを除き、特別区が担当方向で検討すべきである。	都・区
		都	○	○	○					○国の重要文化財の管理等についての指揮監督等については、国と連携して実務を行うことが多く、全国的に統一した基準で対応する必要があり、都が統一的に処理することが望ましい。 ○また、重要文化財の管理等についての指揮監督等については、実例が少なく（重要文化財の管理又は修理に係る指揮監督：19件）、都において一元的処理するほうが効率的である。 ○さらに、当該事務には専門的な知識を有する学芸員が必要であるが、各特別区の教育委員会には建造物・美術工芸品等を専門にする学芸員が少なく、適切な判断が困難な状況が推測される。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

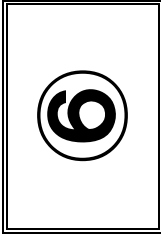
検討対象事務評価シート

6

法令に基づく事務

126 銃砲刀剣類の登録などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 銃砲刀剣類の登録などに関する事務											
(1) 銃砲刀剣類の登録などに関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、美術品若しくは骨とう品として価値のある古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録などに関する事務を行う。	区			○				○	○美術品として価値のある古式銃砲や刀剣類の登録などに関する事務であり、専門性等の観点から、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都							○銃砲刀剣類所持等取締法の古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作承認については、治安上の見地から、都道府県公安委員会と連絡を取りながら、都道府県の教育委員会がその事務を行っている。 ○現在、データを一元管理しているが、移管することにより、以下の問題が発生することが見込まれる。 ・全国からの照会が煩雑になる。東京だけでなく各区にも照会しなければならぬ。 ・捜査、裁判関係の照会への迅速な対応が困難になる。 ・30万件のデータを移行しなければならない。 ○また、登録にあたっては、審査会を開催し現物鑑定を行っているが、刀剣審査を担当する専門家には限りがあり、特別区が個別に審査会を開催することは困難である。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都	

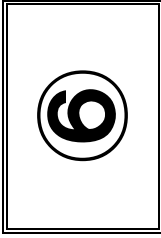
検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

127 割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務	営業所及び代理店が一の都道府県内のみにある場合に、割賦販売業者等に対する立入検査等を行う。	区	○							○割賦販売業者等に対する立入検査などを行う事務であり、広域的な活動を把握しながら対応する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
(1) 割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務		都	○ ○ ○ ○							○割賦販売法の前払式特定取引業者（友の会、互助会）に対する許可、改善命令、許可取消等の権限は経済産業省にあり、都は自治事務として、第40条「報告の徴収」及び第41条「立入検査」のみを行っている。 ○このため、事務の実施にあたっては同省と都の連携した迅速な対応が不可欠であるが、各特別区に事務を移管した場合に、事務処理における機動性、迅速性を欠くおそれがある。 ○また、割賦販売法の前払式特定取引業者（友の会、互助会）は、営業範囲、施設が広域で各特別区の区域を越えているため、都が広域的な立場から処理することが必要である。 ○なお、都が所管する割賦販売法の前払式特定取引業者（友の会、互助会）が都民から預かっている前受金の金額は約485億円あり、同業者が破綻した場合、その影響は各区の区域内にとどまらず、また、同業者が関係する百貨店、冠婚葬祭業等業界に対する都民の信用不安が起きかねないことから、経済産業省と連携して都が業務や経理の専門的な観点からの一体的に処理し健全性を保つ必要がある。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

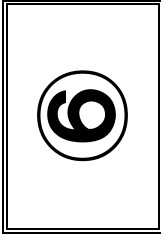
検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

128 訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務	<p>不適正な取引を行なっている疑いのある事業者に対する調査、指導、行政処分などの事務であり、活動が広域にわたることを考慮する必要が、都が担う方向で検討すべきである。</p> <p>不適正な取引を行なっている疑いのある事業者に対する調査、指導、行政処分などの事務であり、活動が広域にわたることを考慮する必要が、都が担う方向で検討すべきである。</p>	区	○							<p>○不正な勧誘行為等を行っている疑いのある事業者に対する調査、指導、行政処分などの事務であり、活動が広域にわたることを考慮する必要が、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
(1) 訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務	<p>不適正な取引を行なっている疑いのある事業者に対する調査、指導、行政処分などの事務であり、活動が広域にわたることを考慮する必要が、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都	○							<p>○店舗販売を対象としない特定商取引法では、事業者の勧誘範囲が一区市町村内に留まる事例は少なく、行政処分の範囲はより広域に亘っている。</p> <p>○また、一区市町村で行われた不適正な勧誘による相談は、(勧誘が行われた区市町村とは異なる)当該消費者の居住地である区市町村の窓口で行われる事例が多く、都内全域を網羅して調査を行うことが適当である。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>	都

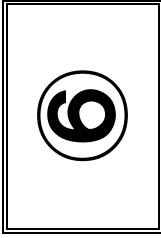
検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

129 消費生活協同組合の設立認可などに関する事務										総合 評価	
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	
1 消費生活協同組合の設立認可などに関する事務 (1) 消費生活協同組合の設立認可などに関する事務	消費生活協同組合法に基づき、組合設立の認可、検査等を行うほか、東京都生活協同組合連合会と連携を図りながら、管理運営に関する助言指導、管理運営状況等の調査等を行う。	区	○							○消費生活協同組合の設立認可等を行う事務であり、特別区の区域における既存の協同組合の活動範囲が広域に及んでいることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○						○	○都内の生活協同組合の活動範囲は広域化しており、一の特別区の区域のみで活動する生活協同組合は非常に少ない。 ○かつて、区長委任条項及び事務処理特別条例により、一の特別区の区域を活動範囲とする生協の設立認可、指導等を特別区が行っていたが、上記の理由により、事務処理特別条例を改正し、平成16年度から東京都が直接執行している。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

131 公正取引委員会への措置要求などに関する事務													
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考	え	方	総合 評価
1 公正取引委員会への措置要求などに関する事務		区	○										
(1) 公正取引委員会への措置要求などに関する事務	<p>不当な景品類・表示による顧客の誘引を防止するため、事業者に対する指示、立入検査等を行う。また、違反行為の是正指導などに従わない場合は、公正取引委員会に対し、措置請求を行う。</p>	区	○										都
		都	○	○									都

検討対象事務評価シート

6

法令に基づく事務

132 宗教法人の認証などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考 え 方	総合 評価
1 宗教法人の認証などに関する事務 (1) 宗教法人の認証などに関する事務	宗教法人の設立規則の認証、規則変更、合併・解散の認証、裁判所に対する解散命令の請求などをを行う。	区	○							○宗教法人の設立等に関する事務であり、広域的な活動を把握しながから対応する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○								○宗教法人の所轄庁は文化庁または都道府県であるが、主たる事務所の移転による所轄庁の変更もあり、全国的に一定の行政水準の確保を図る必要がある。また、宗教法人は、事業地域が限定されていないことから、広域的に活動する法人も多く、法人の状況を適切に把握し、指導・監督するためには、広域的自治体である都が行う必要がある。 ○現在、都知事所轄の宗教法人数は約6000あり、2区以上や区市に跨り礼拝施設を所有する法人もあること、また、規則の認証や規則の変更等の認証等の事務処理件数が少ないことを勘案すると、都が事務処理を行うほうが効率的であり、一定の事業効果が得られる。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。

検討対象事務評価シート

6

法令に基づく事務

133 公益法人の認定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
(1) 公益法人の認定などに関する事務	公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人の公益認定、事業運営に係る監督等を行う。	区	○						○	○ 公益社団法人および公益財団法人の認定などに関する事務であり、広域的対応が必要なこと等から、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○ ○ △							○ 新たな公益法人制度は税制優遇措置と直接関連する制度であり、都が、国や他府県との連携を図りながら統一的に事務処理を行なうことで、一定した行政水準を確保できる。また、公益法人は事業地域が限定されていないことから、広域的に活動する法人も多く、法人の状況を適切に把握し、指導・監督するためには、広域的自治体である都が行う必要がある。 ○ 公益法人制度は、申請受付及び行政処分を行なう行政庁と、公益性の判断を行なう民間有識者による合議制機関とのそれぞれが、認定基準該当調査及び認定後の監督事務を行なうこととなっている。都が行行政庁としての事務と合議制機関の運営事務とを併せて処理することにより、効率的な事務処理を確保できる。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

法令に基づく事務

6

137 計量器の検定などに関する事務		概要及び備考		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1	計量器の検定などに関する事務	特定計量器や車両等装置用計量器（タクシメーター）について、法定で定める方法により検定や装置検査を行い、技術上の基準に適合するときには合格とし、検定証印や装置検査証印の付与を行う。	特定計量器や車両等装置用計量器（タクシメーター）について、法定で定める方法により検定や装置検査を行い、技術上の基準に適合するときには合格とし、検定証印や装置検査証印の付与を行う。	区	△	△	△					○特定計量器の検定などに関する事務であり、計量検定所等の偏在等を踏まえた対応を考慮する必要があるが、都が広域的に対応しなければならぬものを除き、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○特定計量器の検定（装置検査含む）とは、取引又は証明における計量に使用され、適正な計量の実施を確保するため、その構造（性能を含む）や器差（計量器の誤差）に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めた特定計量器について、製造時等においてその精度を公的に担保するため、一定の基準に従って検査し、それが基準に適合しているかを認証する行為である。 ○検定の実施主体は、特定計量器の種類に応じ、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所及び国の指定を受けた指定検定機関の4者と定められている。その理由として、①公正・中立性の確保、②十分な技術的能力、③不断の業務の遂行等が、不可欠の要件となることから、原則的に国又は国に準ずる機関と国が指定した機関のみを検定の実施主体としており、この趣旨は、計量法制定以来、現在まで継続している。 ○都道府県が検定を行う特定計量器は、はかり、体温計、血圧計及び水道メーターなど、主として一般消費者の生活に広く使用される計量器である。これらの計量器は、検定合格後において広く全国に供給され、取引・証明に使用されているため、よりの確な対応が求められ、併せて技術的に正確な計量を損なう問題が発生した場合の影響も大きく、広範囲に及ぶ。 ○また、特定計量器の検定（装置検査含む）を実施するには、計量器等の不具合等処分について行政責任が問われ、計量技術に関する専門的な知識を有した職員が必要である（5ヶ月間の研修を受けた上、5年間の実務経歴）。 ○特別区に事務を移管した場合には、計量器の検定を実施するための施設並びに基準器等検定用設備も必要となる。（タクシメーター検査場及び基準器等検査設備を含む。） ○現在、都において、検定は本所（港区）と多摩（立川市）の2所体制で対応し、装置検査は3所（区部、港区及び江東区の2所、多摩（立川市の1所））で対応している。各区に移管することになると、業務量、施設整備の面で効率が低下することが見込まれる。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都・区
				都	○	○	○						都

検討対象事務評価シート

2

法令に基づく事務

2 食品衛生に関する事務(花き市場除く)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 食品衛生に関する事務(花き市場除く) (1) 食品衛生に関する事務 (花き市場除く)	食品衛生法に基づき、市場内に青 流通する鮮魚介類、加工品、とし 果物等の安全確保を目的とし、製 造、違反食品や不良食品の監視 指導・流通を防止するため、監視 指導・検査などを行う。	区								○市場内の営業者に対する監視指導などを行う事務であり、法の本則 で、保健所を設置する特別区の間を、当分の間の経過措 置として都が処理しているものである。他の保健所設置市の事務と一 体的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○	○	○	○	○	○		○当該事務を所管する市場衛生検査所は23区内にある9つの中央卸売 市場と1つの地方卸売市場を管轄し、都民の安全で豊かな食生活を守 るために食品衛生業務を行っている。 ○現在、都が実施している監視指導・検査は、食品の安全性確保のた めに、飲食に由来する衛生上の危害の発生を防止、都民の健康の保護 を図ることを目的としている。食の安全・安心の確保には緊急かつ統 一的な対応が求められること、かつ卸売市場が取扱う生鮮食品は都内 に限らず首都圏全域に出荷されていることを踏まえ、当該事務は 都が広域的な立場から実施すべきである。 ○また、各市場の所在地の特別区が、それぞれ検査、監視指導等の業 務を行う場合に、現在のよう都が広域的・統一的に実施するより効 率が低下することが見込まれる。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。

検討対象事務評価シート

2

法令に基づく事務

3 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務 (1) 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務	狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防し、まん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉を増進するため、時々の犬のけい留命令、けい留されていない犬の棄殺等の措置を行う。	区								○ 狂犬病予防のため、犬の捕獲などを行う事務であり、法の本則で、保健所を設置する特別区の間、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるように、区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	△	○	○	○	○	○	○	○ 当該事務は、住民に身近な事務として、特別区が事務を担うことにより、犬の抑留等により狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅すること、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることができると考えられる。 ○ 当該事務は動物愛護管理法に基づく、「③-7 犬及びねこの引取りに関する事務」や「④-6 7 動物取扱業者の登録などに関する事務」と密接不可分な関係にあり、一体的に検討することが必要である。上記2事務については、動物愛護行政と狂犬病予防行政を一体として実施するための施設・設備、人材を確保する必要があり、区域を超えた広域的な対応が講じられるよう体制を整備する必要があり、という解決すべき課題はあるものの、「区に移管する方向で検討する」こととしている。 よって、当該事務については、区へ移管する方向で検討するが、施設・人材等の確保をはじめとした上記課題の解決に向けた検討もあわせて行う。	区

検討対象事務評価シート

2

法令に基づく事務

事務名		概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 特定建築物に関する届出受理などの事務			区								○特定建築物の環境衛生に係る監視指導などを行う事務であり、法の原則で、保健所を設置する特別区のもの、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。事務処理特例により延床面積1万㎡以下の事務は区が処理しており、他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。	区
(1) 特定建築物に関する届出受理などの事務			都	○	○	○	○	○	○	○	○大規模ビルの抱える様々な課題は、大都市東京において最も先鋭に現れる。そのため都は、全国に先駆けて先行調査等を実施し、結果を活用して指導基準を策定しながら、ビルの衛生水準を向上させてきた。国は都の指導基準を国の基準として採用し、全国に適用している。	都
			区								○大規模ビルの所有者・管理者等は多くの場合、各特別区の区域を超えてビルを所有又は管理しているため、都全域に適用する統一的な指導基準等を、都が策定する必要がある。基準等策定が各区ごとに行われ、統一性が失われることにより、大規模ビルの事業者に対する指導効果が低下することが危惧される。	区
			都	○	○	○	○	○	○	○	○大規模ビルについては、衛生設備の維持管理方法が複雑多岐にわたり、監視指導に高度な専門性と技術を要することから、都では人材育成に相当の時間をかけ養成しており、各特別区に移管した場合には専門性の確保が困難になることが想定される。	都
			都	○	○	○	○	○	○	○	○また、大規模ビルの監視指導と検体分析（空气中浮遊微生物調査、室内VOC調査、レジオネラ属菌調査、空気中アスベスト繊維濃度調査、雑用水のウイリス調査など）については、東京都健康安全研究センターが一体的に処理し、特別区の区域を越え、先行的な調査研究や技術開発を進めている。	都
			都	○	○	○	○	○	○	○	○さらに、都では、当該事務の指導とあわせ、ビルピット対策、省エネルギー対策、水の有効利用促進等の施策についても関係各局と連携しながら指導を行っている。	都
			都	○	○	○	○	○	○	○	よって、当該事務については都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

60 事業者登録などに関する事務		事業者登録などに関する事務									
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 事業者登録などに関する事務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、清掃事業者等の登録等の事務を行う。	区								<p>○特定建築物のビルメンテナンス事業者の登録や立入検査などを行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。特定建築物の所有者に対する環境衛生上の監視指導などを行う事務と合わせ、他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるよう区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	○	○	○	○	○	○	<p>○清掃事業者等は、その活動範囲が定められていないことから、区域を越えて広域的に業を行っている。事業者の状況を適切に把握するためには、広域自治体である都が行う必要がある。</p> <p>○特別区に移管した場合、事業者は営業所の所在地ごとに各区の登録を監督者等について、兼任の有無をチェックできなくなり、違反状態のまま知事登録を受け、事業者が増えるおそれがある。(実際、申請時点で監督者等の重複を発生し、申請を受理しない例は多い。)</p> <p>○大規模ビルの抱える様々な課題は、大都市東京において最も先鋭に現れる。そのため都は、全国に先駆けて先行調査等を実施し、結果を活用して指導基準を策定しながら、ビルの衛生水準を向上させてきた。国は都の指導基準を国の基準として採用し、全国に適用している。(「②-4 特定建築物に関する届出受理などの事務」参照)</p> <p>○今後も都におけるビル衛生水準を維持するため、特定建築物に対する立入検査等と合わせて、都が行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価シート

2

法令に基づく事務

5 と畜場の規制に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 と畜場の規制に関する事務 (1)と畜場の規制に関する事務	と畜場法に基づき、と畜場（食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊、山羊をとさつし、又は解体するため設置された施設）の設置の許可、許可の取消しを行う。 ・衛生的で安全な食肉を消費者に供給するために、獣医師の資格を持つ検査員が、牛、豚等について1頭ごとに検査を行い、食肉の適否を判定する。	区								○と畜場の設置の許可などを行う事務であり、保健所を設置する市であれば担う事務であるが、特別区に適用する規定がないため、都が処理している。他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。 ○23区内に唯一設置されている芝浦食肉衛生検査所は東京都立芝浦屠場（東京都中央卸売市場食肉市場）内にあり、検査対象のと畜場は芝浦屠場である。芝浦食肉衛生検査所では、衛生的で安全な食肉を消費者に供給するために、獣医師の資格を持つ検査員が、牛、豚等について1頭ごとに検査を行い、食肉の適否を判定する。 ○芝浦食肉衛生検査所で検査される食肉類が都内全域に出荷されていることと、また、BSE対策等の食の安全・安心の確保には緊急かつ統一的な対応が求められることから、当該事務は、都が広域的な立場から処理する必要がある。 ○また、と畜検査員は、獣医師であることが法令で定められているが、現在、特別区では獣医師の採用を行っていない。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	区
		都							○		○

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

61 照射録の検査に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 照射録の検査に関する事務 (1) 照射録の検査に関する事務	診療放射線技師法に基づき、必要があるとき、照射録を提出させ、又は職員に検査させる事務を行う。	区	△							○照射録の検査を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。医療監視に関する事務であり、「⑤-64 病院の開設の許可などに関する事務」などの病院に関する一連の事務と合わせて広域的な対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○ △							○本事務は、診療放射線技師法に基づき、必要がある場合、照射録を提出させ又は照射録の検査を行うものであるが、医療法第25条に基づく医療機関への立入検査の実施時においても、放射線装置の使用に関する帳簿等の記録の検査を行っていることから、検査を効率的かつ効果的に実施するためには両者を一体的に実施することが望ましい。 ○医療法第25条に基づく報告の徴収、立入検査については、「保健衛生事務事業に係る都区協定書」により、診療所については区が、病院については都が行うものとしている。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。	都

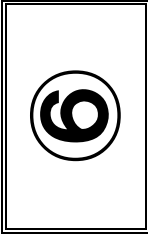
検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

63 看護師等確保推進者変更命令などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 看護師等確保推進者変更命令などに関する事務											
(1) 看護師等確保推進者変更命令などに関する事務	看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、看護師等確保推進者が必要な職務を遂行しない場合、その変更を命ずる事務を行う。	区	△							○看護師等確保推進者の変更を病院の開設者に対して命ずる事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事例である。「⑤-64 病院の開設の許可などに関する事務」などの病院に関する一連の事務と合わせて広域的な対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○							○当該事務は、医療法の規定による配置すべき看護職員数を確保できない医療機関が、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき設置した確保推進者について都道府県知事に届け出ることとしているが、その前提となる看護師等の員数の確認については、医療法25条に基づき医療機関への立入検査の実施時に行うことから、両者を一体的に実施することが望ましい。 ○医療法第25条に基づく報告の徴収、立入検査については、「保健衛生事務事業に係る都区協定書」により、診療所については区が、病院については都が行うものとしている。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門性	一体	法令	特段	考 え 方		総合評価
									区	都	
33 引取業者の登録などに関する事務											
1 引取業者の登録などに関する事務	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、使用済自動車の引取業者・解体業者の登録、解体業者に対する立入検査の実施等による指導監督を行う。	区								○使用済自動車の引取業者の登録などを行う事務であり、法の本則で、保健所を設置する特別区の事務であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○	○	○	○	○	○	○使用済自動車のリサイクルは、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付け、有用金属、有用部品などの資源価値の高い廃棄物のみならず、その他のシュレッダーダストを含め、適切なリサイクル・処理を行うことを目的としている。このため、使用済自動車リサイクルの一連の流れを把握した上で、事務を行うことが求められている。 ○解体業者及び破砕業者は一部の区に偏在していることから、特別区が使用済自動車リサイクルの一連の流れを全て把握することは困難であり、廃棄物の移動の広域性を考慮しても、都が行う必要がある。 ○特別区に存する引取業者は、多数の事業所を有し広域的に事業を営んでいる例が多く、当該事務を移管した場合、これらの引取業者は複数の区に対し登録・許可等の手続きを行わなければならないと負担が生じさせることになる。 ○当該事務は、保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長が行う事務である（法第19条）が、法律の附則により当分の間、都知事が管理し執行するものとされている事務である。 かつて廃棄物リサイクル関連の他の法律（廃棄物処理法及び建設リサイクル法）にも同様の規定が置かれていたが、平成17年の法令改正において、産業廃棄物関係事務は広域的な生活環境保全行政の要素が強くなってきていることから、保健所設置市の長が一律に担うのではなく、政令で定める市の長が行うものと改められた。 平成17年当時は施行直後であった自動車リサイクル法については法令改正が行われなかったが、廃自動車のリサイクルは広域的に行われており、その適正な実施を確保することを目的とする当該事務は、もともと広域的な生活環境保全行政の要素が強い事務となつており、よつて当該事務は都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

6

法令に基づく事務

59 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務	就学前の子どものもとにもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律に基づき、認定こども園の認定などを行う。	区						△		○地域の多様な教育・保育ニーズに対応するため創設された認定こども園の認定などを行う事務であり、地域の実情に応じて対応できよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		○				○		○認定こども園は制度発足後間もないこともあり、設置数も少なく一部の区に偏在している状況であり、都において待機児童解消に向けた保育サービスの拡充施策の一環として実施する方が事業拡大が期待できるが、一方で、住民に身近な施設であり、特別区が担うことで住民サービスの向上が期待できる。 ○当該事務は本来、都道府県事務であるが、当該事務と関連の深い、保育所を含む児童福祉施設の設置の認可などに関する事務（④-1-1-7）や、施設届出受理など社会福祉事業に関する事務（④-6-1）について、区に移管することとしている。 ○よって、当該事務については、区に移管する方向で検討する。 ○なお、認定こども園制度に関する法律の附則において、施行後5年を経過した場合に施行状況を勘案し、必要があるときは、法律の規定について検討を行う旨が規定されているなど、国の動向を踏まえた慎重な検討も必要である。	区

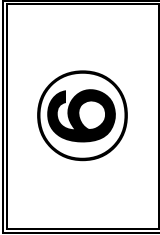
検討対象事務評価シート

6

法令に基づく事務

70 クリーニング師免許試験の実施などに関する事務(条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 クリーニング師免許試験の実施などに関する事務 (条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する 事務)	クリーニング業法に基づき、ク リーニングの業務が適正に行わ れるよう、営業者が衛生上講 べき措置の基準を定める条例制 定の事務を行う。	区						○		○営業者の衛生措置等について、公衆衛生上必要な基準を定める条例 制定に関する事務である。区が実施している保健所設置市の事務と合 わせて処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。 なお、特別区に移譲するためには、法改正が必要である。	
		都							○		○クリーニング所は、溶剤の使用など生活環境に与える影響が大き く、都道府県が条例により衛生上の措置の基準を定めている。大手業 者が区域を越えて事業を展開する例も多いことから、市街地が連たん している特別区の区域において、規制が各区まちまちであることは都 民・事業者にとって分かりにくい。 ○基準を定める条例については都が制定するほうが効率的であり、住 民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進するためにも有効 である。 よって当該事務は、都に残す方向で検討する。

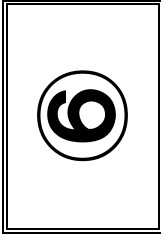
検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

71 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(理容師法)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
(1) 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(理容師法)	理容師法に基づき、理容の業務が適正に行われるよう、営業者が衛生上講ずべき措置の基準を定めるなどの条例制定の事務を行う。	区						○		○ 営業施設等について公衆衛生上必要な基準を定める条例制定に関する事務である。区が実施している保健所設置市の事務と合わせて処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。 なお、特別区に移譲するためには、法改正が必要である。	区
		都						○		○ 理容所は、刃物や薬品を使用し、適切な衛生保持がなされない場合、人体に与える影響が大きく、都道府県が条例により衛生上の措置の基準を定めている。大手業者が区域を超えて事業を展開する例も多いことから、市街地が連たんしている特別区の区域において、規制が各区区まちまちであることは都民・事業者にとっても分りにくい。 ○ 基準を定める条例については都が制定するほうが効率的であり、住民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進するためにも有効である。 よって、当該事務は都へ残す方向で検討する。	都

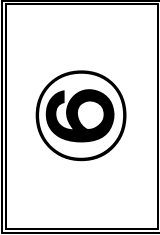
検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

72 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(美容師法)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務(美容師法)	美容師法に基づき、美容の業者が適正に行われるよう、営業者が衛生上講ずべき措置の基準を定めるなどの条例制定の事務を行う。	区						○		○営業施設等について、公衆衛生上必要な基準を定める条例制定に関する事務である。区が実施している保健所設置市の事務と合わせて処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。 なお、特別区に移譲するためには、法改正が必要である。	区
		都						○			○美容所は、刃物や薬品を使用し、適切な衛生保持がなされない場合、人体に与える影響が大きく、都道府県が条例により衛生上の措置の基準を定めている。大手業者が区域を越えて事業を展開する例も多いことから、市街地が連たんしている特別区の区域において、規制が各区まちまちであることは都民・事業者にとっても分りにくい。 ○基準を定める条例については都が制定するほうが効率的であり、住民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進するためにも有効である。

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

82 地方薬事審議会の設置などに関する事務（登録販売者試験などに関する事務）											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 地方薬事審議会の設置などに関する事務（登録販売者試験などに関する事務）											
(1) 地方薬事審議会の設置などに関する事務（登録販売者試験などに関する事務）	薬事法に基づき、一般用医薬品の販売等を担う登録販売者としての資質を確認する及び登録を行う。	区	○							○全国的に通用する登録販売者の資格試験の実施及び登録の事務であり、広域的な対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。	都
										○一般医薬品（大衆薬）の販売にあたっては、そのリスクに応じた情報提供・相談等を実施したうえで販売することが求められるっており、登録販売者は比較的リスクの低い区分の大衆薬を販売するにあたって、薬剤師とは異なる新たな専門家として設けられた資格である。（平成20年度から試験開始。平成21年6月からは、薬剤師あるいは登録販売者がいなければ、医薬品の販売ができないこととなる。）	
		都	○ ○ ○							○登録販売者の試験は、居住地に関わらず受験することができ、実態として、近隣県をはじめ、他府県から相当数の受験がある。また、法により資格能力の確認権者として都道府県知事を指定していることから、権限移譲にすぎない。	都
										○一方、試験合格者の登録については、薬剤師と同様、身近な保健所を経由することにより、申請者の利便性が向上する。	
										○以上のことから、試験の実施については、引き続き都が実施するが、登録申請等の事務については、販売者の今後の登録規模や薬剤師にかかる事務等との類似性等を検討したうえで、特別区に一部を移譲することをも含めて検討していく必要がある。	

検討対象事務評価シート

1

法令に基づく事務

2 上水道の設置・管理に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 上水道の設置・管理に関する事務	<p><水源～給水所> ○水道水源林の管理・管理 ○水道施設の設置・管理 ○取水・導水施設の設置・管理 ○浄水場の設置・管理 ○送水施設の設置・管理 ○水質管理（水源・浄水場）</p> <p>*水道法で規定する水道用水供給事業に関する事務を想定</p>	都	○	○	○	○	○	○	○	<p>○都の水道事業は、特別区のみならず多摩25市町の区域において事業を行っており、施設整備・維持管理も一体的に行っている。配水体制は、水系間の相互運用やバックアップにより、多摩地域を含めた都全体で水運用を行っており、給水区域ごとに分割して運用管理することは不可能である。</p> <p>○営業系など区域ごとに行っている定型業務については、既にほとんどが民間委託されている。財源のほとんどは水道料金の独立採算で、規模のミットを生かして一体的に効率的な経営を行っており、仮に事業を分割して移管すれば、財政的にみても事業の効率性は低下し、都民の料金負担につながるばかりでなく、お客様サービスの低下にもつながることは明らかである。</p>	都
(1) 取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務	<p><給水所～家庭など> ○給水所の設置・管理 ○配水施設の設置・管理 ○給水装置の検査 ○水質管理（給水性） ○水道の使用にかかる受付（開始・中止） ○使用量の算定 ○水道料金、下水道料金の徴収</p> <p>*水道法で規定する水道事業（上記の取水・導水・浄水施設の設置・維持管理などに関する事務を除く）に関する事務を想定</p>	区	△	△					△	<p>○水源の確保及び取水・導水施設の設置・管理については、特別区の区域を超える広域的対応が必要であり、現行どおり都及び国が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○浄水場以降については、一定の広域処理が必要と考えられるが、現行の給水区域単位で複数区による共同処理を行うことが可能であることから、都が担うべき必然性はなく、地域の実情に応じて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。配水施設などの移管と合わせ、両者の連携により、区の既存事業との連携による総合的、効率的な対応等が期待できる。</p>	都区
(2) 配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務	<p>*水道法で規定する水道事業（上記の取水・導水・浄水施設の設置・維持管理などに関する事務を除く）に関する事務を想定</p>	区								<p>○本来基礎自治体の事務であり、都が担うべき必然性はなく、地域の実情に応じて実施すべきであることから、特別区が担う方向で検討すべきである。区道との一体的管理や区の窓口での総合的サービスの提供など住民の利便性の向上、事業執行の効率化等が期待できる。</p>	区

【①-2-1】上水道の設置・管理に関する事務

<p>都の総括（論点整理）</p>	<p>区の総括（論点整理）</p>
<p>◇水道事業は、生活インフラストラクチャヤーとして不可欠であり、特に人口や業務・居住機能が高度に集積し、市街地が連たんしている特別区の区域において、一つの主体がライフラインを運営することが都市機能を十全にする上で極めて重要である。</p>	<p>◇上水道に関する事務のうち、水源の確保は、特別区の区域を越えた対応が必要であり、都のレベルでも確保しきれず、国のレベルでの対応も含めて処理されている現状にあり、取水・導水施設の設置・管理と合わせて、現行どおり都及び国が担う方向で検討すべきである。</p>
<p>◇移管の是非の検討に当たっては、単に基礎自治体優先の原則だけで方向付けを行うべきでなく、都民・区民サービスの向上の観点からの検証が重要である。都で一体的に行っている事業を分割し、移管の方向付けをするに当たっては、他の市町村で行っているという理由だけでは、都民・区民への説明責任を果たしたことにほならない。</p>	<p>◇水源の確保以外の上水道に関する事務は、歴史的経緯から都が実施してきたが、本来住民生活に直結した事務であり、住民の身近なところで、その監視のもとに、他の施策と合わせて総合的な行政による効果的な処理を行う必要がある。</p>
<p>◇区部の水道は既に一体の施設として整備されており、水系間の相互運用やバツクアツプにより、多摩地域を含めた都全体（未統合の市町を除く）で広域的に水運用を行っている。また、定期検針やメータの取替えなどの業務は既にほとんどが民間委託されており、各種受付や相談もお客さまセンターで集中的に処理することにより、高いサービス水準と効率的な運営を可能にしている。</p>	<p>◇浄水場から配水施設までの間は、水源との関係もあり、広域的な対応が必要であるが、特別区間の連携による対応も可能なことから、配水施設などの設置・維持管理と合わせて効果的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。</p>
<p>◇また、複数の自治体による共同処理としては、一部事務組合や広域連合が考えられるが、長や議員を住民が直接選挙で選ぶことができなくなり、住民自治が後退するおそれがある。むしろ、住民の直接選挙によって選ばれた都議会議員を通じて住民の意思が直接反映される都による執行の方が、住民自治の観点からは望ましいものと考えられる。</p>	<p>◇しかしながら、特別区の区域は独自に水源が確保できないことに加え、市街地が連担して面的にも効率的な施設配置が必要であり、従来都が一元的に整備してきたことから、個々の区毎に施設配置を分割できない状態にあることでも事実である。さらに、都は、特別区の区域にとどまらず、都内市町村のほとんどの区域も含めて水道事業を一元的に管理しており、東京の水道は泉管水道として営まれているとも言える。現行の給水区域単位の体系を引き継ぎつつ、広域連携と各区処理の最適な組み合わせを図ること、支障は生じないものと考えられるが、民間委託の状況も含めた都の事業実態をさらに時間をかけて把握し、広域処理のあり方も踏まえた課題の整理を行う必要がある。</p>
<p>◇水道事業は装置産業であり、規模の経済が働きやすい。また、地形の高低差を利用して浄水施設等も広域を対象にすればこそ可能になる。さらに、水道事業は、ダムや浄水施設等の維持管理、水質管理、管路の整備、配水調整、漏水防止など、高い技術とその総合的な活用が必要とされる。技術系職員約2500人を擁し、高い専門性を有する都の水道局は、わが国における水道の技術発展をリードしている。</p>	<p>◇よって、本事務は、「移管の是非を引き続き検討する事務」として一旦整理し、今後の検討の中で都区の認識の共有化を図っていくこととすべきである。なお、今後の検討にあたっては、移管が可能なものから順次移管する等の柔軟な対応も考慮すべきである。</p>
<p>◇東京都水道局はわが国最大の水道事業者であり、規模・質ともに他の市町村水道とは一線を画している。こうした大規模事業を移管により分割することは、都民・区民サービスが低下するとともに、共同処理方式をとれば意思決定が住民から遠ざかり、住民自治が後退することも考えられる。また、現行において都の水道事業が有している効率性、事業効果も専門性をも低下させるおそれがある。よって、本事務については、将来的にも都が担うべきと考える。</p>	<p>◇今後とも現在の都の認識は変わらないものと考えられるが、都側・区側の評価が異なった場合のこれまでの本検討での方向付けの前提にならない、やむを得ず「移管の是非を引き続き検討する事務」として一旦整理することとする。</p>

検討対象事務評価シート

1

法令に基づく事務

3 公共下水道の設置・管理に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 公共下水道の設置・ 管理に関する事務	<p><家庭など～幹線管きよ>の設置・管理 ○下水道（枝線管きよなど）の設置・管理 ・下水道の再構築、浸水対策、合流式下水道の改善を含む ○排水設備に関する事務 ○再生水事業 ○水質規制事務 ○汚水排出量の認定 ○下水道料金の徴収</p> <p>* 下水道法で規定する流域関連公共下水道に関する事務を想定</p>	都	○	○	○	○	○	○	○	○区部の下水道は、全体を一体として広域的な見地から建設が進められ、幹線やポンプ所、水再生センターなどの基幹施設が集約的に整備・配置されているのみならず、枝線管きよについても各区の区域をまたがって整備されてきた。これらの様々な施設が一体不可分のシステムとして効率的に計画・建設・維持管理されており、処理区ごとに分割すれば効率性が低下するのは明らかである。効率性、広域性、安全性、専門性等いずれの面からも、都が一体的に行なうことが都民区民の利益に適うものである。	都
(1) 住民の用に供する下水道 (枝線管きよなどの)設置・管 理に関する事務	<p><幹線管きよ～水再生センター> ○幹線管きよなどの設置・管理 ○ポンプ所の設置・管理 ○水再生センターの設置・管理 ○再生水供給施設の設置・管理 ○地球温暖化対策</p> <p>* 下水道法で規定する流域下水道に関する事務を想定</p>	区								○法令上、特別区の事務とされており、都が実施するのは協議が整うまでの間とされている。 ○地域の事情に応じて実施すべきであることから、特別区が担う方向で検討すべきである。区道との一体的管理や区の窓口での総合的サービスの提供など住民の利便性の向上、事業執行の効率化等が期待できる。	区
(2) 幹線管きよなど・終末処理 場の設置・管理に関する事務	<p>* 下水道法で規定する流域下水道に関する事務を想定</p>	区								○一般的には都道府県事務であり、一定の広域処理が必要であるが、現行の処理区単位で複数区による共同処理を行うことが可能であることから、都が担うべき必然性はなく、地域の事情に応じて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。枝線管きよの移管と合わせ、両者の連携により、区の既存事業との連携による総合的、効率的な対応等が期待できる。	区

【①-3-1】公共下水道の設置・管理に関する事務

区の総括（論点整理）

- ◇下水道の設置・管理に関する事務は、歴史的経緯から都が実施してきたが、本来住民生活に直結した事務であり、住民の身近なところで、その監視のもとに、他の施策と合わせて総合的な行政による効果的な処理を行う必要がある。
- ◇とりわけ、住民の用に供する下水道（枝線管きよなど）の設置・管理については、現行法においても都との協議が整うことを前提に特別区の事務とされているものがあり、一定の地域において都から受託して区が整備した実績もある。住民の声の反映や利便の向上、道路管理との一体的対応による効率化などの効果も期待できるため、区が担う方向で検討すべきである。
- ◇幹線管きよや終末処理場の設置・管理については、複数区にまたがる流域下水道であることから、原則府県の事務であり、広域的な対応が必要であるが、特別区間の連携による対応も可能なことから、枝線管きよなどの設置・管理と合わせて効果的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。
- ◇しかしながら、特別区の区域は市街地が連担して面的にも効率的な施設配置が必要であり、従来都が一元的に整備してきたことから、個々の区毎に施設設備を分割できない状態にあることも事実である。現行の処理区単位の体系を引き継ぎつつ、広域連携と各区処理の最適な組み合わせを図ること、支障は生じないものと考えられるが、民間委託の状況も含めた都の事業実態をさらに時間をかけて把握し、課題の整理を行う必要がある。
- ◇よって、本事務は、「移管の是非を引き続き検討する事務」として一旦整理し、今後の検討の中で都区の認識の共有化を図っていくこととすべきである。なお、今後の検討にあたっては、移管が可能なものから順次移管する等の柔軟な対応も考慮すべきである。

都の総括（論点整理）

- ◇下水道事業は、都市生活に欠かせない基本的な都市基盤施設であり、特に人口や業務・居住機能が高度に集積し、市街地が連たんしている特別区の区域において、一部の主体が都市基盤施設を運営することが都市機能を十全に確保する上で極めて重要である。
- ◇移管の是非の検討に当たっては、単に基礎自治体優先の原則だけで方向付けを行うべきでなく、都民・区民サービスの向上の観点からの検証が重要である。都で一体的に行っている事業を分割し、移管の方向付けをするに当たっては、他の市町村で行っているという理由だけでは、都民・区民への説明責任を果たしたということにはならない。
- ◇区部の公共下水道は既に一体の施設として整備されており、ポンプ所の広域的遠隔操作、汚泥処理・再資源化の集約処理など、特別区の区域を越えて、広域的な対応を行っている。また、環境負荷の低減にあたっては、合流式下水道の改善や高度処理の推進、汚水処理により発生する温室効果ガスの削減などを推進していく必要があるが、これらは広域的に実施することが効果的である。さらに、浸水対策については、1時間50mmの降雨（地下街などを有する地区においては70mm）にまで対応できる施設整備を進め、浸水被害の軽減を図ってきた。しかし、依然として、地下街など浸水被害の危険性が高い地区を抱えていくことが有効である。今後、都が広域的な観点から重点的に整備を進めていくことが有効である。加えて、施設の老朽度や管理経費に差が生じることから、料金の地域格差につながらずれば必要な投資額や管理経費に差が生じることから、料金の地域格差につながらず、都民・区民サービスが低下するおそれがある。
- ◇また、複数の自治体による共同処理としては、一部事務組合や広域連合が考えられるが、長や議員を住民が直接選挙で選ぶことができなくなり、住民自治が後退するおそれがある。むしろ、住民の直接選挙によって選ばれた都議会議員を通じて住民の意思が直接反映される都による執行の方が、住民自治の観点からは望ましいものと考えられる。
- ◇下水道事業は装置産業であり、規模の経済が働きやすい。また、地形の高低差を利用した施設配置も広域を対象にすればこそ可能になる。さらに、下水道事業は、土木、機械、電気、水質、建築など多様な職種の総合力により成り立っており、技術系職員約2500人を擁し、高い専門性を有する都の下水道局は、わが国における下水道の技術発展をリードしている。
- ◇東京都下水道局はわが国最大の下水道事業体であり、規模・質とも他に他の市町村下水道とは一線を画している。こうした大規模事業を移管により分割することは都民・区民サービスが低下するとともに、共同処理方式をとれば意思決定が住民から遠ざかり、住民自治が後退するとも考えられる。また、現行において都の下水道事業が有している効率性、事業効果、専門性をも低下させるおそれがある。よって、本事務については、将来的にも都が担うべきと考える。
- ◇今後とも現在の都の認識は変わらぬものと考えられるが、都側・区側の評価が異なった場合のこれまでの本検討での方向付けの前提にならない、やむを得ず「移管の是非を引き続き検討する事務」として一旦整理することとする。

検討対象事務評価シート

1

法令に基づく事務

4 感染症の予防・まん延防止に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合 評価
1 感染症の予防・まん延防止に関する事務	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症を予防し、まん延を防止するため、生活用水の使用・給水と制限又は禁止した場合における生活用水の供給の事務を行う。</p> <p>(1) 感染症の予防・まん延防止に関する事務</p>	区						○		<p>○本来、基礎自治体の事務であり、水道事業の実施主体と一致しなければならぬ必然性は無い。自然災害時の給水活動と同様、都及び各区間の連携も含め、地域の実情に応じて対応する観点から、区が担う方向で検討すべきである。本事業のものと異なる区長による水の使用制限等と関連させて、地域の事情に応じた迅速で円滑な対応を図れることが期待できる。なお、区に移管するには、法改正が必要である。</p>	区
		都						○	○		<p>○当該事務（非常時の給水事務）は水道法の規定に基づく水道事業の所管と整合性をとったものであり、水業事業と切り離してこの事務のみを特別区に移管することは著しく非効率であり、「①-2 上水道の設置・管理に関する事務」と一体的に検討すべきである。</p> <p>○都は「①-2 上水道の設置・管理に関する事務」を「都に残す方向で検討する」と評価している。</p> <p>よって、当該事務についても、都に残す方向で検討する。</p>

検討対象事務評価シート

1

法令に基づく事務

事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合評価
1 消防に関する事務	消防法、消防組織法に基づき、国民の生命、身体及び財産を、火災から保護するとともに、水、火災及びこれらによる被害を軽減する。	都	○	○	○	○	○	○		○消防組織法は隣接する区域において特別区が連合してその区域内における消防責任を有し、都知事がこれを管理するとされている。これは人口が高度に集中する大都市地域における消防責任を有し、都知事がこれを管理することにより、消防責任を果している。 ○特別区は、社会的・経済的に一体的な大都市圏を形成しているだけでなく、市街地が連なっている。これにより、火災、地震、テロ等の災害が発生した場合、その影響が各区域に及ぶため、区域にとどまらず広域的な広域的な立場からの施策展開が必要である。 ○首都直下地震やテロ災害の発生が懸念される中、消防責任を確実に果たしていくためには、消防力を結集し万全の危機管理体制を構築していく必要があるが、管轄区域の細分化により、国際会議等が頻繁に開催される東京において統一的な広域警戒が実施できない等、危機管理体制に重大な間隙を生じさせる可能性がある。また、ハイパーレスキュー等の高度な技術を有する部隊の配備が困難となる。 ○救急の分野では消防と医療機関の連携が社会問題となっており、医療行政を担う都が消防事務を実施することにより、119番受付指令業務と救急医療情報センターの一体的な運営や救急相談センターの設置等、消防と医療の一体的な事務の推進が可能となっている。 ○消防署所や消防車両等、現在の消防力の配置は特別区を一体的に処理することを前提としたものであるため、区域に応じた再配置・再構築について検討が必要となる。また、ハイパーレスキューやヘリコプター等の運用等、高度な専門性を必要とする人材・施設を各で配置する必要がある。 ○特別区には、行政機関、国会、裁判所、空港、港湾等の首都中核機能が集中しており、我が国の政治・経済の中心地である。これらの施設に対する消防責任はそれぞれの特別区のものとするべきでなく、首都東京における危機管理体制の一環として統一的に都が果たしていくことが、都民生活と東京の都市活動を維持していく上で必要不可欠である。 ○以上のことから、当該事務は都に残す方向で検討する。	都
(1) 消防本部に関する事務	(1) 消防本部は、消防団の事務を除き、消防事務を統括する機関である。 (2) 消防署は、火災の予防、警戒、鎮圧、その他災害の防除及び災害による被害の軽減の活動を第一線に立って行う機関である。	区						○		○特別区の地域特性を踏まえた広域的対応が必要と考えられるが、本来特別区の責任において実施すべき事務であり、現行の災害救急情報センターや方面本部による対応を継承した連携方策を講じることで、より対応可能と考えられることから、消防署や消防団の移管と合わせ、水防や災害対策等、区の既存事業との密接な連携のもとに、より地域の実情に応じた対応が可能となると考えられる。なお、消防本部を移譲するためには、法改正が必要と考えられる。	区
(2) 消防署に関する事務	(3) 消防団は、主として火災の予防、警戒、鎮圧、その他災害の防除及び災害による被害の軽減の活動に従事する、自らの意思で参加した住民有志により組織されている公的機関である。	区								○地域に密着した第一線の消防機関であり、消防本部機能の広域連携の方策を講じていることを前提に、水防や災害対策等区の既存事業との密接な連携のもとに、より地域の実情に応じた対応が可能となると考えられる。 ○消防団は、自らの意思で参加した住民有志により組織された消防機関であり、水防や災害対策等、区の既存事業との密接な連携のもとに、より地域の実情に応じた対応が可能となると考えられる。	区
(3) 消防団に関する事務		区									区

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

43 火薬類販売業の許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 火薬類販売業の許可などに関する事務	火薬類取縮法に基づき、製造、販売、貯蔵、輸入、消費、廃棄及びその取扱いについて申請の受付、審査、立入検査、許可証交付などの事務を行う。	区								<p>○火薬類の販売についての許可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連する「①-5 消防に関する事務」の見直しと合わせて、地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○火薬類は、取り扱いによっては都民の安全に重大な影響を及ぼすものであり、その規制等に当たっては、都全域を対象として、統一的に対応する必要がある。万一、事故などが発生した場合にも、都が都内における火薬類に関する情報を一元的に把握しておくことにより、迅速かつ的確に対応することが可能となる。</p> <p>○また、都、警視庁、東京消防庁の三者による連絡会議を定期的に開催するとともに、密接な連絡を取りながら火薬類取締行政の統一を図っている。</p> <p>○加えて、火薬類取扱関係者の保安意識の向上と保安体制の強化が重要であることから、火薬類取扱関係者の自主保安団体である東京都火薬類保安協会を組織し、各種講習会の開催、消費場所の巡回指導及び保安手帳制度に基づく保安教育の実施などを行っている。</p> <p>○各種許可にあたっての審査や製造業者に対する立入検査等には、知識と経験を有する専門職員による対応が不可欠である。</p> <p>よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>	区
		都	○	○	○	○	○				都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

44 ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務	ガス事業者などの事業場への立入検査やガス用品の提出命令などの事務を行う。	区								○ガス事業者等への立入検査等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連する「①-5 消防に関する事務」の見直しと合わせて、地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるように、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○当該事務は、ガス事業法に基づく基準に適合していることを示すP TSGマークの表示確認等を行うものであり、事業の効果が広域に及ぶものではなく、むしろ、住民に身近な特別区が立入検査を行うことの方が効率的である。また、専門性や特別な施設などを設置する必要はない。 よって、当該事務は区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

45 第一種製造者に係る製造の許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 第一種製造者に係る製造の許可などに関する事務	高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等の取扱いの規制などに関する事務を行う。	区								○高圧ガスの製造についての許可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連する「①-5 消防に関する事務」の見直しと合わせて、地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
(1) 第一種製造者に係る製造の許可などに関する事務	高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等の取扱いの規制などに関する事務を行う。	都	○	△	○	○	○	○		○高圧ガスは、取り扱いによっては都民の安全に重大な影響を及ぼすものであり、その規制等にあっては、都全域を対象として、統一的に対応する必要がある。万一、事故などが発生した場合にも、都が都内における高圧ガス類に関する情報を一元的に把握しておくことにより、迅速かつ的確に対応することが可能となる。 ○また、都は、巨大化、過密化した東京の実態を考慮して、「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、①LPGガス貯槽の地下埋設、②毒性ガスに対する除害設備の設置、③アンモニア冷媒に対する緊急遮断弁の設置等について、法規制を補完するきめ細かい指導を行っている。 ○各事業者が取引等で関わりを持つ消費者は複数の特別区や市あるいは他県に及ぶ場合が多いため、現行においても、都は他県と協力して事務を行っている。本事務を特別区へ移管した場合には、事務が輻輳化するおそれがある。 ○加えて、各種許可にあたっての審査や製造業者に対する立入検査等には、知識と経験を有する専門職員による対応が不可欠である。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

46 液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務 (1) 液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務	液化石油ガスの保安の確保及び引の適正化に関する法律に基づき、液化石油ガス販売事業者の登録や、保安機関の認定等に関する事務を行う。	区								○液化石油ガス販売事業者の登録等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連する「①-5 消防に関する事務」の見直しと合わせて、地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○	△	○	○	○	○液化石油ガスは、取り扱いによっては都民の安全に重大な影響を及ぼすものであり、その規制等に当たっては、都全域を対象として、統一的に対応する必要がある。万一、事故などが発生した場合にも、都が都内における液化石油ガスに関する情報を一元的に把握しておくことにより、迅速かつ的確に対応することが可能となる。 ○また、液化石油ガスは、使用目的等により高圧ガス保安法の規制対象となるなど、相互に密接な関係がある。 ○加えて、各種命令や製造業者に対する立入検査等には、知識と経験を有する専門職員による対応が不可欠である。		都